

## 政令第百九十号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第四十条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の五第一項中「建築物であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当する」を「施設であつて、公用又は公共の用に供される部分以外の部分から収益が生ずることが見込まれる」に改め、同項各号を削る。

附 則

この政令は、公布の日の翌日から施行する。